

令和7年度第4回 向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年3月23日(月)

午前10時10分～午前11時05分

(2) 場 所 永守重信市民会館 第2会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 12名

1号委員 大庭 哲治

〃 北澤 孝之

〃 木村 優介

〃 清水 庄吾

〃 藤本 英子

2号委員 上田 雅

〃 近藤 宏和

〃 長谷川 愛

〃 福田 正人

〃 米重 健男

3号委員 中坊 傳

4号委員 西川 克巳

[傍聴者] 0名

3 議事

(1) 向日市立地適正化計画の改定について（報告）

4 閉会

令和7年度 第4回 向日市都市計画審議会

日時：令和8年3月23日

開会 午前10時10分

○ 事務局 それでは、「立地適正化計画の改定」について、説明させていただきます。
説明は、画面のパワーポイントを使って、説明させていただきます。説明は約25分～
30分となります。

はじめに、改定までの手続きについて、説明させていただきます。

まず、本市において、改定案を作成し、パブリックコメントを、去る1月14日から
2月12日の期間で実施し、1名の方からご意見をいただきました。これらのご意見
を踏まえまして作成した改定案を、2月20日、本市まちづくり審議会で諮問させて
いただきました。その後、答申していただき、修正案を本日、本市都市計画審議会に
おきまして、報告させていただきます。今後、改定案の策定・公表を行う予定で手続
きを進めていきたいと考えております。

次に、本日の説明の流れでございますが、まず、

「1 立地適正化計画の概要」について説明させていただきます、その後、「2 現行計
画の進捗状況」、「3 計画の主な追加箇所」、「4 改定案における意見及び見解」、
「5 まちづくり審議会の答申を踏まえた変更箇所」についてご説明いたします。

それでは、はじめに、立地適正化計画の概要のうち、法的な位置づけについてご説
明いたします。立地適正化計画は、急激な人口減少と高齢化に伴う市街地の拡散型の
都市構造から、医療・商業・居住などの機能を駅周辺などに集約し、高齢者をはじめ
とする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなどの、より
効率的で持続可能な都市構造、いわゆるコンパクトなまちづくりへ転換していくため
に、平成26年（2014年）に、都市再生特別措置法（第81条第1項）に基づき創設された
制度でございます。その後、令和2年（2020年）、近年の自然災害の激甚化（げきんじ
んか）・頻発化（ひんぱつか）を踏まえ、災害に強いまちづくりを推進する観点から、

都市再生特別措置法が改正され、（第81条第2項第5号に基づき、）防災指針が新たに位置付けられました。

続きまして、立地適正化計画の内容について、ご説明いたします。本計画は、人口減少社会の到来に対応した「コンパクト＋ネットワーク」の考え方に基づいて、居住機能や福祉、商業等の都市機能の適正な立地誘導を図るものであり、二つの区域を定めております。

一つ目が、「都市機能誘導区域」でございます。こちらは、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものの立地を誘導すべき区域として設定するものでございます。

二つ目が、「居住誘導区域」でございます。

こちらは、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域でございます。住宅の立地については、原則として、この区域への誘導を図っていくことになります。このように、立地適正化計画は、将来の都市構造の方向性を、具体的な区域設定などによって示す計画であります。

続きまして、現行計画の区域設定のうち、都市機能誘導区域についてご説明いたします。都市機能誘導区域は、第3次向日市都市計画マスタープランの「中心にぎわいゾーン」及び「交流にぎわいゾーン」を中心に設定しております。これらのエリアにおいて、にぎわいの創出や交流の促進に寄与する公共公益施設等の立地を誘導することを目的としており、日常生活に必要な都市機能が、徒歩や公共交通により、利用しやすい場所に集積するよう、都市機能誘導区域を定めております。

また、誘導施設については、子育て世代の保育需要に対応するため、保育所などの子育て施設や、今後のさらなる高齢化などを見据え、診療所や日用品の買い物の場として、一定規模以上の商業施設を位置づけています。

次に、居住誘導区域についてご説明いたします。居住誘導区域は、人口減少社会においても、良好な居住環境を維持し、将来にわたって安定した地域コミュニティの確保を目的として設定しております。一方で、激甚化する水害等の災害に備えるとともに、住宅や工場の混在を防ぎ良好な居住環境の確保を目指すため、市街化区域のうち、4つの区域を除いております。一つ目として、土砂災害特別警戒区域、二つ目として、（向日市防災マップのうち、）小畑川ハザードマップ及び桂川ハザードマップにおいて、想定浸水深が1.0メートル以上とされている区域や、家屋倒壊等氾濫想定区域、三つ目として、東海道新幹線及び国道171号線を含む工業地域、四つ目として、JR西日本吹田総合車両所京都支所、いわゆる旧向日町操車場の敷地、これらの区域を、居住誘導区域から除外しております。

次に、「2 現行計画の進捗状況」について、ご説明いたします。令和元年度に策定した立地適正化計画からおおむね5年経過いたしましたので、（都市再生特別措置法第84条第1項により、）策定当初の目標値の進捗状況を確認するものです。まず、市街化区域内の居住誘導区域の人口密度について、令和元年度、1ヘクタールあたり113.2人、5年後目標値を（1ヘクタールあたり）115.3人以上に設定しておりましたが、実績は（1ヘクタールあたり）116.7人となっており、目標を達成しております。向日市の人口については減少傾向ではありますが、居住誘導区域の人口密度が増加していることから、適切に居住の誘導が機能しているものと思われます。次に、市街化区域内の居住誘導区域以外の人口密度については、令和元年度、（1ヘクタールあたり）58.0人、5年後目標値を（1ヘクタールあたり）58.0人以下に設定しておりましたが、実績は、（1ヘクタールあたり）41.7人となっております。居住誘導区域以外の人口密度については、積極的に居住を誘導する区域ではなく、今後の自然減に任せ、現状以下の人口密度に減少することが望ましいとされており、目標を達成しております。最後に、誘導施設について、現行計画では、子育て施設、健康福祉施設、医療施設、商業施設を誘導しており、令和元年度9件、5年後目標値を9件維持としておりました

が、保育施設や診療所の増加により、実績は17件となっており、目標を達成しております。

次に、都市機能誘導区域と誘導施設についてご説明いたします。先ほどの説明と重複いたしますが、都市機能誘導区域は、本市における都市活動の中心として、今後にもぎわいの維持・創出を図っていく区域であります。策定以降、区域内での誘導施設は増加しており、にぎわいを図る区域としての機能を果たしており、第3次向日市都市計画マスタープランの将来都市構造との整合性が確保されていることから、変更は行わないこととしております。

また、誘導施設につきましても、今後とも、機能集積による利便性の維持・向上を図っていくために必要な施設であることから、施設の種類等についても、変更を行わないこととしております。続きまして、居住誘導区域についてご説明いたします。こちらでも、先ほどの説明と重複いたしますが、土砂災害特別警戒区域や一定の浸水深エリア等を除いた区域であります、居住誘導区域内の人口密度が増加、区域外の人口密度は減少しており、良好な居住環境に区域設定が寄与していることから、区域の変更は行わないこととしております。なお、今後につきましては、防災に関する新たな知見や、土地利用状況の変化等を踏まえ、必要に応じて検討を行っていく考えでございます。

次に、「3 計画の主な追加箇所」について、ご説明いたします。今回の立地適正化計画の改定につきまして、令和2年の都市再生特別措置法の改正にあたり、防災指針の追加を行うとともに、集約型の都市構造の形成を推進していく国の方針に沿い、変更をするものです。主な改定箇所といたしまして、一つ目は、「防災指針の作成」、二つ目は、各目標値の設定であり、人口密度等に関する目標値、公共交通利用者数等に関する目標値、財政状況等に関する目標値、災害リスクを踏まえた定量的な目標値の4つであります。三つ目は、空き家等における既存ストック活用の記載でございます。なお、現行計画の基本的な考え方や区域設定につきまして、一定の成果が見られ

たことから、大きく変更するものではなく、主として内容の追加や記載の充実を行うものでございます。

まず、防災指針の作成について、ご説明いたします。防災指針は、令和2年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に新たに位置付けることが求められたものであり、災害リスクの高い地域においても、現に居住や都市機能が存在している状況を踏まえ、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を進めていくため、立地適正化計画に盛り込まれる指針でございます。主な内容といたしまして、土砂災害や水害等のハザード情報と人口分布、土地利用状況等の都市情報を重ね合わせ、具体的な災害リスクの分析と課題抽出を行っております。そして、災害リスクを「回避」、「低減」させるための取組を計画的に実施するために、取組内容とスケジュールを設定しております。

次に、土砂災害や水害のリスク分析及び課題について、ご説明いたします。土砂災害についてであります。土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域を対象に分析を行っております。土砂災害特別警戒区域、いわゆる災害レッドゾーンは、住宅等の建築が原則として制限される区域であることから、居住誘導区域には指定しておりません。課題といたしまして、土砂災害警戒区域、いわゆる災害イエローゾーンについては、居住誘導区域内に存在し、かつ建築物が立地していることが挙げられ、今後の土地利用動向を踏まえ、引き続き留意すべき区域として整理しております。次に、水害についてであります。小畑川および桂川流域における、水防法に基づく浸水想定区域を用いて分析を行っております。課題といたしましては、市北部にあります、中心拠点が浸水深0.5m以上となること、また、浸水深が3.0メートル以上となり、垂直避難が困難となるおそれのある区域があることが挙げられます。市南部にも浸水深0.5m以上の住宅地があること、また、浸水深3.0m以上となる府道志水（しみず）西向日停車場線のアンダーパスがあることが挙げられます。これらの区域につきましては、避難行動の確保や都市機能のあり方を検討する上で、留意すべき区域として整

理しております。

次に、具体的な取組とスケジュールについて、ご説明いたします。防災・減災に関する各種施策につきまして、「回避」「リスクを低減させるためのハード対策」「リスクを低減させるためのソフト対策」の観点から整理しております。まず、一番上にお示ししております「回避」についてご説明いたします。ここでは、災害リスクの高い区域への無秩序な居住の集中を避ける観点から、本立地適正化計画の届出制度の運用等を通じて、安全性の高いエリアへの居住を緩やかに誘導していくこととしております。

次に、「リスクを低減させるためのハード対策」についてであります。上から順に、「河川・水路施設等の整備」「水道管路の耐震化」「消防装備など、消防力の強化」「計画的な土地利用の推進」「空家等の適正管理の推進」「木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進」「各家庭等における雨水貯留浸透施設整備への助成」を取組としてあげております。

次に、「リスクを低減させるためのソフト対策」についてであります。上から順に、「地域における避難所運営訓練の実施」「要支援者に対する避難支援体制の整備」

「自主防災組織への自主防災用器具設置の推進」「災害備蓄物資の計画的な購入」「災害時支援協定」「デジタル防災マップの作成及び配布」「桂川・小畑川氾濫時などにおける情報伝達体制の強化」「防災出前講座、出前授業」を取組としてあげております。なお、パブリックコメント時、「防災マップの作成・配布」という記載をしておりましたが、令和8年度、スマートフォンからアクセス可能なデジタル防災マップを導入することから、防災マップの前に、デジタルという文言を追加し、「デジタル防災マップの作成・配布」に変更をしております。本計画におきましては、このように、

「回避」「ハード対策」「ソフト対策」の各側面から、推進していくこととしております。また、これらの取組を関係部局及び関係機関が連携しながら、計画的かつ継続的に推進していくための基本的な指針として、本計画の中に位置づけるものでござい

ます。

次に、目標値について、ご説明いたします。まず、①人口密度等に関する目標値についてではありますが、居住誘導区域全体と居住誘導区域以外に分けて目標値を設定しており、人口減少の中でも、生活サービスやコミュニティを継続的に確保する観点でそれぞれ将来の人口密度の目標値を設定しております。まず、居住誘導区域全体の人口密度についてではありますが、全国的に高齢化が進む中、本市の状況といたしまして、北部に位置しております桂川洛西口新市街地開発の影響もあり、昨今の人口は横ばいであり、現在、1ヘクタールあたり116.7人です。今後、全国同様に少子高齢化が進むことが想定されることから、居住誘導区域内において一定の人口密度を維持することが、生活サービスや地域コミュニティを将来にわたって維持していく上で重要であるため、令和11年度の目標値として、現在の人口密度であります（1ヘクタールあたり）116.7人を維持することを目標としております。次に、居住誘導区域以外の人口密度についてではありますが、市街化区域のうち、工業地域を含む地域であり、現在、（1ヘクタールあたり）41.7人です。先ほどの説明と重複いたしますが、令和2年度には（1ヘクタールあたり）58.0人、令和6年度には（1ヘクタールあたり）41.7人となっており、次第に減少しているところであり、本（立地適正化）計画においても、居住誘導区域に設定しないことで、緩やかな誘導を行っております。また、今後、人口が増える要因がないことから、現状の人口密度であります、（1ヘクタールあたり）41.7人以下という目標を設定しております。

次に、②公共交通に関する目標値についてではありますが、JR向日町駅における、東西自由通路の整備や駅周辺の市街地再開発事業に伴う乗降客数の目標値を設定しております。JR向日町駅は市内外からの交通結節点であり、乗降客数は、令和2年度時点では1日あたり12,844人ですが、現在の西口に加え、令和8年度には、東口が整備されることにより、市民の皆様の利便性が多いに向上することが期待され、乗降客数も増加することが想定されることから、令和9年度の目標値として、1日あ

たり14,500人まで増加することを目標としております。

次に、③財政状況等に関する目標値についてであります。市が保有する公共施設等の長寿命化を行うことで、中長期的な年更新費用を縮減していく観点から目標値を設定しております。本市では、公共施設等の更新費用が、現状では年間約31.0億円と見込まれておりますが、長寿命化の取組を進めることにより、将来的には年間約10.8億円程度まで縮減することを目標としております。このように、公共施設等の長寿命化を進めることが、持続可能な都市構造と財政運営の両立につながることから、立地適正化計画の中で、目標値として位置付けております。

次に、④減災対応に関する目標値についてであります。地震・水害等による災害発生時の被害を最小限に抑え、より安全で持続可能な都市の実現を目指す観点から設定しております。2つの目標があり、1つ目が、防災出前講座・出前授業についてであり、現状では、令和5年度の実績といたしまして、年間8回・521人ですが、令和11年度の目標値としては、令和7年度からの5年間の目標として、50回・3,500人を目標値として掲げております。

2つ目が、水道管路の耐震化について、重要な管路（基幹管路）の耐震適合率についてであり、災害時や緊急時でも安全で良質な水を安定供給するため、優先度の高い箇所から耐震管への更新を進めているところであり、令和5年度には32.8%でありましたが、令和10年度には60%まで増加する目標値を掲げております。これらの数値目標を通じて、市民の防災意識の向上と、都市基盤の安全性の強化を図っていく考えてございます。

次に、変更箇所の3点目、既存ストック活用の記載についてであります。空き家等につきましては、適切な管理と有効活用を進めることにより、新たな開発を抑制し、コンパクトな都市構造の形成にも寄与するものでございます。そのため、「空家等の実態を把握するとともに、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行います。」ということを計画の

中に位置付けております。以上が、計画の変更箇所についてのご説明でございます。

次に、「4 改定案における意見及び見解」について、ご説明いたします。改定案における意見として、本年1月14日から2月12日まで、パブリックコメントを実施し、お一人から、1件のご意見が提出されました。ご意見の概要といたしまして、「西日本一コンパクトな市」という特性を活かした都市計画の方向性に賛同します。計画では、働く場、住む場、買物する場、楽しむ場、創造の場などが掲げられていますが、その実現には建物整備だけでなく、市内の空き地や未使用地の活用が重要であると考えます。具体的な取組として、コミュニティガーデンの整備を都市計画に位置付けていただきたいと思います。コミュニティガーデンは、コミュニティづくりの場、緑の創出、防災と食の自給力向上、健康づくりの場、資源循環の拠点としての効果が期待できます。コンパクトシティの強みを活かし、歩いて行ける範囲に複数のコミュニティガーデンを配置することは、向日市の特色となり、より豊かな「歩いて暮らせるまち」の実現につながると考えます。というご意見に対しまして、本市の見解といたしまして、ご意見いただきましたコミュニティガーデンにつきまして、空き地や低未利用地を活用し、人が集い交流できる場を創出していくといった視点は、地域のつながりの形成や緑の確保など、多様な効果が期待されるものであり、持続可能なまちづくりを進めるうえで重要な考え方であると認識しています。また、本市の立地適正化計画は、将来の人口減少を見据え、居住や都市機能の適正な立地誘導を図ることで、生活サービスや地域コミュニティを維持しながら、住みたい・住み続けたいと思えるまち、歩いて暮らせるまちの形成を目指しているところであります。一方で、本計画は、居住や都市機能の立地誘導の方向性を示す計画であり、土地利用の具体的内容等を個別に位置付けるものではないことから、いただいた意見につきましては、今後の事務の参考とさせていただきます。

との見解をお示しさせていただきます。

次に、「5 まちづくり審議会の答申を踏まえた変更箇所」について、ご説明いた

します。去る２月２０日、本市まちづくり審議会を開催したところ、２つの修正意見をいただいております。一つ目は、防災指針のうち、具体的な取組「河川・水路施設等の整備」と「浸水対策（いろは呑龍トンネル、和井川排水）」については、目的が同様であるため、「河川・水路施設等の整備」に統合してはというご意見でございます。二つ目は、防災指針のうち、具体的な取組「要支援者に対する避難支援体制の整備」と「自治会・町内会の自主防災組織への自主防災用器具設置の推進」については、町内会および自治会と協力する必要があるため、実施主体に追加してはというご意見でございます。この二つのご意見をいただきまして、それぞれ修正をしております。以上で、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

本議事につきましては、次第にも記載のとおり報告事項でございますため、採決するものではございません。御了承願いたいと思います。

それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、御意見それから御質問はございますでしょうか。

お一人でも多くの方から、意見等を発言していただきたいと思っておりますので、まずは、お一人につきまして、１回御発言いただきまして、他にいらっしゃらない場合は、２回目の発言を進めさせていただければと思います、御了承願います。いかがでしょうか。

○委員 御報告ありがとうございます。パブリックコメントの向日市の見解についてというところですが、これはもうお返しになったのですか。

○向日市 パブリックコメントにつきましては、見解を市のホームページに掲載をしております。

○委員 もう少し丁寧な返答にいただいた方が良かったと思ったところです。確かにいただいた御意見につきましては、今後の事務の参考とさせていただきますというところで終わっていて、それではどういう参考にするのかと思います。この方が御提

案してこれられていると私は受け取ったのですけれども、どの部署でどういう計画に載せたらそれが市として受け入れられるかというところまで、言っておいていただくと、この計画ではなく、違う計画見直しのときに、また御意見をいただけるかと思いますので、もう少し丁寧なお返しをされたら良かったなと思ったところです。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。事務局いかがでしょうか、お願いします。

○向日市 パブリックコメントの回答におきましては、本計画に直接関係する内容を中心に本市の考え方を簡潔にお示しすることを基本としております。そのため都市計画マスタープランに関する事項など、本計画の範囲を超える内容につきましては、個別にその旨を記載することではなく、そういった内容につきましては、今後の都市計画マスタープランの見直しの際にまた改めて御意見としていただくことを想定しているというところでございます。

○会長 はい、そういうことも含めて考え方を示されたら良かったのではないかと思います。御意見かと思いますが、既にホームページには掲載済みということでよろしかったですか。

○向日市 はい、そうです。

○会長 今後、こういう類似したようなケースがある場合には、もう少し踏み込んだ形が可能であれば参考情報としてお示しいただくのも良いのではないかと思います次第です。ありがとうございました。

○会長 他いかがでしょうか、はいお願いします。マイクをお願いします。

○委員 既存ストック活用の記載といったところでございますけれども、情報の提供・助言を行いますとあります。具体的にはどのようなものでしょう。

○会長 はい、いかがでしょうか。情報の提供・助言という記載があります。

○向日市 公共建物整備課です。空き家情報の提供というところにつきまして、情報の提供と助言ということで、実際に空き家の現場を見に行きまして、現状の把握とその所有者に対して今の現状どうなっているかということを情報提供させていただいた

いと思います。

○会長 はい、お願いします。

○委員 3月議会の定例会で空き家バンクは現状必要ないという御判断いただいたんですけれども、今後人口が減少し、高齢化がどんどん進み御夫婦やったのが、お一人になり、さらには例えば遠方の息子さんのところに引っ越しをして空き家になる。またそれをほったらかして、どんどんいわゆる特定空き家のような状況になっていく。こういう中で今は必要ないと部長仰いましたけども、いわゆる空き家バンクですね、これも今後想定されるんでしょうか、いかがですか。

○会長 はい、いかがでしょうか。

○向日市 空き家バンクについては推進するケースがないため、今のところは考えてないということでございます。答弁させていただいておりましたが、今後については、空き家になってもすぐ開発されたり更地になったりすることがありますので、今のところは考えておりません。

○委員 相談ということではいわゆる市として窓口をあけられるんでしょうか、いかがですか。

○会長 いかがでしょうか。

○向日市 空き家の苦情はいろいろ受けているんですけれども、その所有者からの要望というのは今のところございませんので、まずは公共建物整備課まで電話をいただいたら良いかと思います。

○委員 はい、分かりました。

○会長 はい、よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

○委員 居住誘導区域とちょっと都市機能誘導区域についてお伺いしたいのですが、居住誘導区域の設定がＪＲの東側が基本的には全部外れているのかなと思うんですけれども、今鶏冠井上植野東部まちづくり協議会の方で、このＪＲの東側の体育館の辺りから上植野浄水場の辺りまでの土地の利用を考えておられるということだったと

思います。市でも都市計画道路の整備をされる予定をされてますけれども、こういう開発でどういうものがくるのかにもよりますけど、住宅のほうに新規で住まれる方が増えるというような状況にはならないという想定なんでしょうか。

○会長 はい、いかがでしょうか事務局。

○向日市 居住誘導区域の設定についてですけれども、基本的には市街化区域を中心に設定をしております、画面の方にも写させていただいてはいるんですけれども、基本的には調整区域は外しております。その上で1番から4番についても外しております、J R 向日町駅の東部については、この2番ですね。ハザードマップにおきまして、1メートル以上の浸水深があり、リスクがある地域もございますので、居住誘導区域からは外しているところでございます。

○会長 はい、お願いします。

○委員 それは見せてもらったら分かるんですけれども、言いたいことは市街化区域の方は住宅がありまして、今開発の計画をやられてますけれども、そちらに建てるものいかんによっては、その市街化区域の方に新しく住宅を建てられる方というのが増えてくるんじゃないかなという想定はされていないんでしょうか。例えばアパートやマンションみたいなものであるとか、市街化調整区域の開発、森本の方でニデックが開発されてますけれども、こちらでも社屋を建てられてますから当然仕事をする場所、働く場所ができるわけですね。鶏冠井上植野東部でも同じように何か働く場所が増えるということであれば、より近いそのJ R 東側区域の住宅地域に新たに住宅を建てられるというようなことが起こるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りはどのように考えておられるのかなというのを少し御説明いただければと思います。

○会長 はい、いかがでしょうか事務局。

○向日市 あくまでそういった働く場というのが仮にできたとして、居住される区域は、この青い線で囲った居住誘導区域に緩やかに誘導しており、計画を周知していければと思っております。

○会長 恐らくお答えになっていないのかもしれませんが、私から少し申し上げますと、その居住誘導区域というのはあくまで一定の人口密度を維持していこうということであり、義務ではありません。強制ではないので緩やかにという表現をされましたけれども、居住誘導区域の外側に建物が建つということは当然ありえます。しかし、一方で市として、こういう方向で示しているというスタンスであり、不動産や土地の売買などでも重要事項説明などの場面でここは居住誘導区域だということも伝えた上で建築することになりますので、ある程度歯止めを効かせながら緩やかな土地利用の変更を図っていこうというようなことであります。ただし、委員の御指摘のとおり間違いなくそれが実行できるかという、なかなかそうはいかないケースも、もちろんありますので、行政や民間がしっかりと状況を見据えながら同じ方向性も持ってまちづくりを展開していくということが重要になってくると思っています。はい、お願いします。

○委員 分かりました。今後まちづくり協議会の方にもこのことを連絡されて、その辺りのことは調整されていくという理解でよろしいのでしょうか。

○会長 はい、いかがでしょうか。

○向日市 今どういったまちづくりをしていくのか、まだ分からない状態でございます。また、調整区域の開発となってくるため、内容については、協議会のことを御相談と言いますか、協議会のほうで考えれることではないかと思っております。

○会長 はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。

○委員 18ページの人口密度等に関する目標値についてなんですけれども、全体的に見れば、変わらないということなんですけれども、実際町内によっては若い方が少ない町内とか、若い方が多く住むエリアとかに分かれてきているように見受けられます。高齢者が多く住む場所と若者が住んでいる場所でまずは防災の観点で考え方が変わってくると思うんですけれども、その辺りどのようにお考えになるのかちょっと教えてください。

○会長 はい、いかがでしょうか事務局。属性による偏りなどが生じる可能性がありますよねということです。それに対する対応はどうお考えかということだと思います。

○向日市 属性による人口密度について、やはり若い子とかお年寄りとか様々な方によって人口に変動があるかと思っています。そういう地域地域に着目して計画等も進めていきたいとは考えております。

○会長 はい。恐らくですけれども、これは立地適正化計画のため、もちろん御指摘も非常に重要なんですけれども、そこまでを組み込んだような目標値の設定が多分難しいところはあるかと思っています。ただし、まちづくりとしては非常に重要な視点ですので、ぜひそういうところまで丁寧にまちづくりを展開していただければと思います。緩やかに誘導すると先ほど事務局から御説明いただいています、何とか人口を一定維持する、あるいはなかなか維持が難しいエリアについては緩やかに減少もやむなしという形でメリハリをつけながら、市としての土地利用を展開していくということが非常に大事ですので、そういう観点から目標値の設定をされていると思っています。

○委員 先ほどから緩やかな計画ということでそれほど強制力が強くない計画だとは思いますが、やはりそれだからこそ市民の方々がこの計画について理解をしているということが重要なのかなと思うんですけれども。具体的な区域の設定の仕方をどうかをどういう形で市民、お住まいの方々に周知されているか、あるいは今後周知していくのかということについてちょっとお話しいただけたらと思います。

○会長 はい、事務局いかがでしょうか。

○向日市 策定時に市のホームページにおきまして計画書の方を公表しておりまして、居住誘導区域の範囲についても地図で確認できるようにしております。また、新しく住宅の建設であったり、土地利用の検討を行う際には開発行為であったり、建築に関する手続きの中に、居住誘導区域の内にあるのか外にあるのかということについても、確認される機会があるのかなというふうに考えております。一方、既に居住されている方につきましては、日常生活の中で居住誘導区域の中にあるのか外にあるのかとい

うことを改めて確認する機会は多くないのかなというふうに考えております。そのため本市では自宅周辺の状況であったり、災害リスク、あと居住誘導区域につきましては市のホームページでの情報発信、窓口の相談対応などを通じて必要な情報にアクセスしていただけるように努めているところでございます。居住誘導区域の設定にあたりましても、土砂災害の警戒区域等の災害リスクに関する情報を踏まえて総合的に整備を行っているところでございます。また、来年度の取組についてなんですけれども、スマートフォンなどでも関連情報を確認しやすい環境整備を進める予定としておりまして、市民の皆様が自宅周辺の状況であったり、災害リスクをより把握しやすい仕組み作りに努めてまいりたいというふうに考えております。

○会長 はい、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

すいません、それでは予定している時間を少し過ぎておりますので議事の進行上これにて議事を終わらせていただければと思います。

ただいまたくさんご意見いただきましたので、ぜひ事務局におかれましては今後に活かしていただければと思っております。

それでは御意見・御質問も出尽くしたということでございますので、以上で議事を終了させていただければと思います。皆様の御協力によりましてスムーズに議事を終えることができました。ありがとうございました。

閉会 午前 11 時 05 分